

知っここ！男女共同参画⑥

12月です。ポインセチアの紅色が華やぐ季節となりました。待ちに待ったクリスマス！家族やお友達などと一緒に楽しい会食をしたいな！と思うところですが、今は新型コロナウイルス感染予防策として3密を避け、新しい生活様式を取り入れた例年と違った楽しみ方を試してみましょう♪

さて、今月は、DV（ドメスティック・バイオレンスの略）について、皆さんにご紹介します。

「DV」という言葉はよく聞くけど…

DVは、ドメスティック・バイオレンスの略で、相手を自分の思い通りにしようと、夫婦や交際相手などの間で起きる暴力のことをいいます。

暴力は「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけではなく、「人前で馬鹿にする」「暴言吐く」等の精神的暴力、「生活費を渡さない」等の経済的暴力、「避妊に協力しない」等の性的暴力も含まれます。

DV防止法第6条の規定により、一般市民や医師、その他の医療関係者がDVの被害に遭った人を発見した場合は、配偶者暴力相談支援センターや警察に通報するよう努めなければならないことが、法律に定められています。



デートDVって何？

デートDVは、DV防止法に規定される配偶者等（事実婚、元配偶者、同棲相手等を含む）に該当しない恋人同士の間で起きる暴力のことをいいます。

「DV」の項目で紹介した暴力の他、スマホやメールを細かくチェックして行動を監視したりすることも精神的な暴力に含まれます。

男性でも女性でも被害に遭うことがあり、暴力が次第にエスカレートして、被害が深刻になることがあります。

今、全国的に新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活不安・ストレスなどから、DVの増加・深刻化が懸念されています。その様な中、DVを受けながらも、「どこに相談していいのかわからなかった」、「相談したかったが、できなかった」等の意見も耳にします。

本市は、被害を受けている方々が、ひとりでも多く安心して相談することができるDV相談体制を整えるために、現在「男女共同参画基本法」や「女性活躍推進法」、「配偶者暴力防止法」の法律を三位一体化して、「第2期男女共同参画基本計画」として策定しています。

今回は、DVに関する市民意識調査アンケート結果についてお知らせします。

【県内の女性に対する暴力の相談窓口】はこちら→

